

鹿 児 島 県 公 報

平成25年6月21日（金）第2916号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

- 有害な映画等の指定 (青少年男女共同参画課取扱い) 1
- 有害な図書等の指定 (青少年男女共同参画課取扱い) 2
- 景観法に基づく景観整備機構の名称の変更の届出 (地域政策課取扱い) 2
- 廃棄物が地下にある土地に係る指定区域の指定（2件） (廃棄物・リサイクル対策課取扱い) 3
- 保安林の指定施業要件の変更 (森づくり推進課取扱い) 3
- 基本測量の実施 (監理課取扱い) 3
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定（2件） (鹿児島地域振興局取扱い) 4
- 道路の位置指定（2件） (始良・伊佐地域振興局取扱い) 4
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定 (大隅地域振興局取扱い) 5
- 大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告 (商工政策課取扱い) 6
- 開発行為に関する工事の完了公告 (建築課取扱い) 7
- 一般競争入札公告 (管財課取扱い) 7
- 監査結果の報告に係る措置の公表 (監査委員事務局取扱い) 10
- 鹿児島県道路交通法施行細則の一部を改正する規則（※） (免許試験課取扱い) 11

告 示

鹿児島県告示第713号

鹿児島県青少年保護育成条例（昭和36年鹿児島県条例第65号）第8条第2項の規定により、有害な映画等として次のとおり指定した。

平成25年6月21日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

指 定 番 号	指 定 年 月 日	指 定 種 別	題 名	製 作 又 は 配 給 社	指 定 箇 所	指 定 理 由
8237	平成25年 6月13日	映 画	戦争と一人の女	ドッグシュガ ームムービーズ	全 部	著しく青 少年の性的 感情を刺激 し、その健 全な育成を 阻害するお

						それがある。
--	--	--	--	--	--	--------

鹿児島県告示第714号

鹿児島県青少年保護育成条例（昭和36年鹿児島県条例第65号）第9条第2項の規定により、有害な図書等として次のとおり指定した。

平成25年6月21日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

指 定 番 号	指 定 年 月 日	指 定 種 別	書 名	発 行 所	指 定 箇 所	指 定 理 由
24821	平成25年 6月13日	雑 誌	恋愛宣言PINKY vol.18 15166-06	秋水社	全 部	著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
24822			恋愛Revolutionラブレボ 6月号 19667-06	宙出版		
24823			恋愛白書パステル 6月号 19625-06	宙出版		
24824			恋愛LoveMAX 6月号 17744-6	秋田書店		
24825			愛の体験スペシャルDX 6月号 11585-6	竹書房		
24826			微熱SUPERデラックス 6月号 07689-06	セブン新社		
24827			GUSH 6月号 12467-6	海王社		
24828			d r a p 6月号 16695-06	コアマガジン		
24829			コミック アクア 6月号 13803-06	オークラ出版		
24830			COMIC ナマイキッ! 6月号 06909-6	竹書房		
24831			COMIC 華漫 6月号 03777-6	ワニマガジン社		
24832			COMIC ペンギンクラブ 6月号 07913-6	富士美出版		
24833			アクションビザッツ 6月号 11419-6	双葉社		
24834			月刊劇漫スペシャル 6月号 13545-6	竹書房		
24835			裏モノJAPAN 6月号 01805-6	鉄人社		
24836			ザ・ベストMAGAZINE ORIGINAL 6月号 04039-06	KKベストセラーズ		

鹿児島県告示第715号

景観法（平成16年法律第110号）第92条第3項の規定により、景観整備機構からその名称の変更について次のとおり届出があった。

平成25年6月21日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 景観整備機構の名称
 - (1) 変更前

社団法人鹿児島県建築士会

(2) 変更後

公益社団法人鹿児島県建築士会

2 変更年月日

平成25年4月1日

鹿児島県告示第716号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第15条の17第1項の規定により、次のとおり指定区域を指定する。

平成25年6月21日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 指定区域

霧島市国分上之段字山中468番2の一部、469番1、471番1、471番2、472番の一部、473番及び474番1

2 埋立地の区分

法第15条の2の6第3項において読み替えて準用する法第9条第5項の確認を受けて廃止された産業廃棄物の最終処分場に係る埋立地

鹿児島県告示第717号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第15条の17第1項の規定により、次のとおり指定区域を指定する。

平成25年6月21日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 指定区域

霧島市国分川原字渡ノ上872番6、878番3及び880番

2 埋立地の区分

法第15条の2の6第3項において読み替えて準用する法第9条第5項の確認を受けて廃止された産業廃棄物の最終処分場に係る埋立地

鹿児島県告示第718号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する。

平成25年6月21日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和41年6月18日鹿児島県告示第546号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度

変更後の立木の伐採の限度は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び錦江町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第719号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成25年6月21日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 作業の種類 基本測量（基準点測量）
- 2 作業の期間 平成25年7月25日から平成26年1月14日まで
- 3 作業の地域 鹿屋市，指宿市，西之表市，奄美市，中種子町，瀬戸内町，喜界町及び伊仙町

鹿児島地域振興局告示第17号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により，次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

平成25年6月21日

鹿児島地域振興局長 灰床義博

事業所		申請者			指定年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
児童発達支援事業所まふいん	鹿児島市上之園町3-1ナガヤタワー1階	社会福祉法人塔ノ原福祉会	鹿児島市吉野町2223番地6	堂園 晴彦	平成25年5月1日	児童発達支援・放課後等サービス・保育所等訪問支援
わくわくキッズ倶楽部	鹿児島市紫原三丁目3番20号	社会福祉法人汰功樹会	鹿児島市紫原三丁目41番25号	古菌 春則	平成25年5月1日	児童発達支援・放課後等サービス
児童支援センターしろやま	鹿児島市下福元町3334番地	社会福祉法人常盤会	鹿児島市犬迫町5975番地	久木元 司	平成25年5月1日	放課後等サービス
てんとうむし	いちき串木野市栄町19番地	特定非営利活動法人てんとうむし	いちき串木野市袴田2127番地1	福菌 好子	平成25年5月1日	放課後等サービス

始良・伊佐地域振興局告示第19号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により，次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

平成25年6月21日

始良・伊佐地域振興局長 陶山修

事業所		申請者			指定年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
育成サポート友達	霧島市国分清水一丁目11番24号	特定非営利活動法人かりんの会	霧島市霧島田口2614番地1	小野 進	平成25年4月10日	放課後等サービス

始良・伊佐地域振興局告示第20号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により，次のとおり道路の位置を指定した。

平成25年6月21日

始良・伊佐地域振興局長 陶山修

指定年月日	申請者の住所及び名称並びに代表者の氏名	関係土地の地名及び地番	道路の幅員	道路の延長
平成25年 5月10日	霧島市国分中央三丁目3番3号 株式会社国分ハウジング 代表取締役 久保一元	始良市東餅田字中牟田1448番9	6.01メートル	95.12メートル
平成25年 5月14日	始良市加治木町木田3900番地1 有限会社岩下不動産 代表取締役 岩下秀人	始良市加治木町木田字内古川4056番1及び4056番2	6.00メートル～ 6.03メートル	79.25メートル
平成25年 5月14日	鹿児島市真砂町86番3-201号 有限会社M&Tコーポレーション 代表取締役 松里悟	始良市西餅田字室前1178番9	6.00メートル	95.89メートル
平成25年 5月20日	始良市宮島町63番地1 山始ハウジング株式会社 代表取締役 池田清	始良市西餅田字塩入3993番4	6.00メートル	64.94メートル

大隅地域振興局告示第16号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成25年6月21日

大隅地域振興局長 三角浩一

指定年月日	申請者の住所及び氏名	関係土地の地名及び地番	道路の幅員	道路の延長
平成25年 5月7日	曾於市大隅町月野2183番地2 西山美代子	曾於市末吉町二之方字八反5968番6, 5968番7, 5968番8, 5969番2及び5969番3	4.05メートル～ 6.17メートル	52.96メートル

大島支庁告示第7号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

平成25年6月21日

大島支庁長 伊喜功

事業所		申請者			指定年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		

しえすた・への の塾	大島郡天城町天 城541-1	社会福祉法人南 恵会	大島郡天城町瀬 滝1006-1	吉留 康貴	平成25年 5月1日	放課後等 デイサー ビス
---------------	-------------------	---------------	--------------------	-------	---------------	--------------------

公 告

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により鹿児島市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を平成25年6月21日から1月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課において縦覧に供する。

平成25年6月21日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）ハードオフ・オフハウス鹿児島東開町店
鹿児島市東開町字東開3番40号
- 2 意見の対象となった届出及び届出年月日
法第5条第1項の規定による新設に関する届出
平成25年1月21日
- 3 意見の概要
出店にあたっては、関係法令及び「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針（平成19年2月1日経済産業省告示第16号）」に基づき、適切な対応を徹底すること。
 - (1) 交通関係について
 - ア 工事中、開店後において、周辺地域を通行する歩行者等の交通安全の確保や付近道路交通への支障回避など、交通安全対策に万全を期すとともに、良好な生活環境の保持についても十分な対策を講じるよう努めること。
 - イ 誘導案内広報、適切な誘導員の配置、東開9号線へのポストコーンの設置及び駐車場出入口の左折出庫の表示等、届出計画を徹底するとともに、右折入出庫待ちの車両等により、交差点及び店舗前面市道の渋滞を招かないよう、状況に応じ適切な対応を行うこと。特にポストコーンの設置にあたっては、設置位置等について、道路管理者（本市谷山建設課）と協議を行うとともに、所定の手続きを行うこと。
 - ウ 交通管理者（県警交通規制課）との協議、指摘等により既存道路の改良、出入口等に変更が生じた場合は、その都度道路管理者（本市谷山建設課）とも協議を行うこと。
 - エ オープン時期・お盆・正月・連休等、来店者による交通量が増加する特定の日において周辺地域への影響対策を行う際は、交通管理者、道路管理者等と連携を図るとともに、周辺事業所等に対し周知徹底を行うなど適切な対応を行うこと。
 - (2) 駐車・駐輪場について
 - ア 路外駐車場の設置にあたっては、駐車場法第11条及び第12条に該当する場合は必要な手続きを行うこと。
 - イ 駐車場法施行令においては、原則として、前面道路が2以上ある場合においては、自動車の出口及び入口は、その前面道路のうち、自動車交通に支障を及ぼすおそれの少ない道路に設けなければならない、となっていることから、駐車場法の適用を受ける場合は、出入口の設置について、公安委員会との協議を十分行うこと。
 - ウ 駐輪場には、施錠バーを設置するなど盗難防止策に努めること。
 - エ 駐輪場、自動二輪駐輪場については、防護柵、車止め等を設置するなど、自動車の駐車区画と明確に区別して利用者の安全性の確保を図ること。
 - オ 利用車両が収容できない場合は、別途確保すること。
 - (3) 建物について
 - ア 当計画地は、工業地域、「木材団地及び木材加工団地地区地区計画」に指定されていることから、建築物の建築に際しては、関係法令等を遵守すること。
 - イ 全市域を景観計画区域に定めており、当該建築物は本市景観条例に定める届出対象行

為に該当するため、行為に着手する30日前までに、景観法に基づく景観計画区域内行為届出を行い、景観計画に定めた景観形成基準を遵守すること。

ウ 屋外広告物を掲出する場合には、本市屋外広告物条例を遵守し、許可を受ける必要がある場合には遅滞なく所定の手続きを行うこと。

(4) 環境保全（騒音・廃棄物等）について

ア 大気汚染防止法，騒音規制法，振動規制法，水質汚濁防止法及び本市環境保全条例に基づく特定施設を設置する場合は事前に届出を行い，規制基準を遵守すること。なお，設置の際には付近の状況に配慮し，適切な設置場所を選定すること。

イ 一般廃棄物と産業廃棄物の区分，分別の徹底を行い，一般廃棄物及び産業廃棄物の収集運搬，処分の委託にあたっては，それぞれの収集運搬業，処分業の許可を取得しているか，委託する廃棄物が事業範囲に含まれているか確認をして委託すること。

ウ 事業活動に伴い多量の一般廃棄物を排出する場合（1か月に平均500kg以上）は，一般廃棄物の減量に関する計画を作成すること。

(5) その他について

ア 所有し，占有し，又は管理する土地，建物，工作物その他資機材等について，地域住民等の安全に十分配慮し，適正に管理するとともに，安全確保のために必要な措置を講ずること。また，従業員に，安心安全なまちづくりに関する知識及び技術を習得させるよう努めること。

イ 計画の見直し等に伴い，土地の区画形質の変更を行う場合には，開発許可が必要となる場合があるため，計画図を持参の上，本市土地利用調整課に事前に相談すること。

ウ 土地の賃借権の設定が権利金を伴うものである場合には，国土利用計画法の届出が必要となるため契約締結日から起算して2週間以内に本市土地利用調整課に届出を行うこと。

.....
開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は，完了した。

平成25年6月21日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

始良市平松字湯尻3744番5，3744番6，3744番7，3744番9，3744番10，3778番，3779番，3781番，3782番，3787番，3788番，3789番，3792番6，8129番の一部，8132番4，8464番1及び8468番の一部

2 開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名

始良市宮島町26番地
始良市土地開発公社
理事長 笹山義弘
.....

一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により，物品等の購入について，次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

平成25年6月21日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 入札に付する事項

- (1) 購入をする物品等の名称及び数量
除染エアータントシステム 9式
- (2) 購入をする物品等の特質等
入札説明書による。
- (3) 納入期限
入札説明書による。

- (4) 納入場所
入札説明書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
- (1) 物品の購入等に係る競争入札参加資格審査要綱（昭和52年鹿児島県告示第166号）に基づく知事の入札参加資格審査を受け、入札参加資格を有すると認められた者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 次のアからケまでのいずれにも該当しない者であること。
なお、資格要件確認のため、鹿児島県警察本部に照会する場合がある。
- ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- ウ 役員等が、暴力団員であると認められる法人又は個人
- エ 暴力団又は暴力団員が、その経営に実質的に関与している法人又は個人
- オ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している法人又は個人
- カ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人又は個人
- キ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している法人又は個人
- ク 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用してしている法人又は個人
- ケ アからクまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする法人又は個人
- (4) 開札時に物品又は役務の調達等に係る有資格業者の指名停止に関する要綱（平成15年鹿児島県告示第416号）第3条又は第4条の規定による指名停止を受けている者でないこと。
- 3 入札の方法等
- (1) 入札書の記載
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (2) 入札書の提出場所
鹿児島県出納局管財課調達係
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577
- (3) 入札書の提出方法
(2)の提出場所に持参し、又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により送付すること（郵便又は信書便により送付する場合は、配達を証明することができる郵便又は信書便とすること。）。
- (4) 入札書の提出期限
平成25年8月1日午前10時（郵便又は信書便により送付する場合は、同期限までに必着のこと。）
- (5) 開札の日時及び場所
ア 日時 平成25年8月1日午後2時
イ 場所 鹿児島県庁（行政庁舎1階）出納局管財課入札室
- (6) 入札説明書

- ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。
- イ 入札説明書の交付場所及び交付期限
(2)及び(4)に同じ。
- 4 契約条項を示す場所及び期限
3の(2)及び(4)に同じ。
- 5 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
- 6 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金
見積もる契約金額の100分の5以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札書の提出期限までに納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。
- ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- イ 入札に参加しようとする者が、過去2箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (2) 契約保証金
契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を、入札説明書に定める方法により納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
なお、契約保証金は、契約履行後還付する。
- ア 契約の相手方が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする契約保証保険契約を締結し、当該契約保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- イ 契約の相手方が、過去2箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの契約に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- 7 入札の無効
次の(1)から(8)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。
- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札
- (3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
- (4) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札
- (5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札
- (6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- (7) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札
- (8) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札
- 8 落札者の決定の方法
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- 9 最低制限価格

設定しない。

10 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

11 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先

鹿児島県出納局管財課調達係
 鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577
 電話番号 099-286-3826
 ファックス番号 099-286-5643

12 その他

この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

13 SUMMARY

(1) NATURE AND QUANTITY OF THE PRODUCTS TO BE PURCHASED:

Decontamination air tent system nine formulas

(2) DELIVERY PERIOD:

Specified in the bid explanation form

(3) DELIVERY PLACE:

Specified in the bid explanation form

(4) TIME LIMIT FOR TENDER:

10:00 a.m. August 1, 2013

(5) CONTACT POINT FOR THE NOTICE:

Property Management Division
 Treasury Bureau
 Kagoshima Prefectural Government
 10-1 Kamoikeshinmachi, Kagoshima City, Kagoshima Prefecture 890-8577 Japan
 TEL 099-286-3826
 FAX 099-286-5643

監 査 委 員 公 表

監査委員公表第10号

平成25年3月28日付け監査第163号の監査結果に基づき、平成25年6月5日付け鹿教総第138号で鹿児島県教育委員会から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により次のとおり公表する。

平成25年6月21日

鹿児島県監査委員 弓指博昭
 同 橋口和博
 同 永井章義
 同 柳 誠子

文書注意事項

機 関 名	事 項 の 内 容	講 じ た 措 置 の 内 容
鹿屋農業高等学校	生産物の即売代金が2週間以上収納されないまま、未施錠の机引出に保管されているものがある。	1 再発防止の対策 (1) 生産物収入の有無の確認 収入の有無に関係なく、毎日、生産物売上チェックシートを事務室に提出させ、校長まで確認（押印）する。 (2) 売上金がある場合 チェックシートとともに生産物処理票を提出させ、当日若しくは翌日までに収納す

		る。 2 検査の充実 校長（教頭），出納員，歳入担当者による 実地検査を毎月実施する。 3 職員への指導 (1) 定期監査での指摘を踏まえ，職員朝会に おいて，教頭が全職員に対し，生産物の売 上代金の即日納入や現金管理の徹底につい て指導した。 (2) 農務職員全体の会を招集し，今後，再発 防止対策を徹底するよう指導した。
--	--	--

公安委員会規則

鹿児島県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年6月21日

鹿児島県公安委員会委員長 山本良樹

鹿児島県公安委員会規則第11号

鹿児島県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

鹿児島県道路交通法施行細則（昭和53年鹿児島県公安委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

第26条を次のように改める。

（審査等）

第26条 法第91条の規定により付された条件（自動車等の種類の限定を除く。）の解除又は変更の審査を受けようとする者は，公安委員会に，現に受けている運転免許に係る免許証を提示し，かつ，運転免許の条件変更等審査申請書（様式第26号）及び運転免許の条件変更等登録票（様式第26号の2）を提出しなければならない。

附 則

この規則は，平成25年7月1日から施行する。